

経済産業省委託事業

トルコにおける模倣品対策の制度及び
運用状況に関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

6. 知的財産侵害に対する法律上の救済の概要

トルコにおける知的財産侵害に対する法律上の救済には、行政上の救済（つまり、税関当局、各省、司法的な職務ではなく行政的な職務における警察など、行政機関に対して求められる救済）および司法上の救済（裁判所から命令された場合にのみ実行され、裁判所に請求を行う必要がある救済）がある。

(1) 行政上の救済

本文書中に、知的財産の税関取り締まりおよび知的財産の警察取り締まりに関する2つの詳細な項目を設けており、それらの項において、これらの行政機関によって提供される救済の概要を説明する。

知的財産の税関取り締まりに関する項では、税関で差し止め命令、知的財産権登録システムの対象となる模倣品、および差し止め命令の手続きについて詳細に説明している。特筆すべきこととして、正確に言えば、裁判所が差し止め命令によって、令状に記載された必要な措置を取るよう税関当局に命じている場合、税関当局は司法上の救済に関する実施機関にもなりうる。その一方で、税関当局には裁判所の判決によらず、権利所有者の要請に応じて行動する権利が付与されている。この場合、例えば、模倣品の差押えは行政措置の領域に含まれる。

第7節では、差し止め命令の対象となる模倣品、税関での知的財産権の登録システム、差し止め手続き、押収、情報交換、税関による水際対策の実際の運用、ならびに代表的な成功事例と失敗事例およびそれらによって導かれる提言など含め、これらの救済に関する詳細な分析を説明している。

知的財産の警察取り締まりに関しても、やはり、警察当局には二つの任務がある。一つは防止および公共の秩序の保護のために行動する権限の範囲内で、行政法によって命じられるものであり、もう一つは裁判所、裁判官または検察当局の決定を執行するために司法当局によって命じられるものである。

第8節では、警察当局による模倣品の押収、強制捜索の手続き、警察の実際の活動、刑事訴訟手続き、および代表的な成功事例と失敗事例、ならびにそれらによって導かれる提言に関する詳細な分析を提示している。

最後になるが、その他の行政当局も、状況に応じて実行可能な解決策を提供している。それらについては第10節で概要を説明しており、特に、著作権総局および検査委員会、NIC. TRドメイン名管理局、イスタンブール市当局、食料農業畜産省・植物生産総局、品種登録および種子検定センター、トルコ医薬品医療機器総合機構、トルコ競争庁、トルコ広告庁、および情報通信技術庁による措置を取り上げている。

(2) 司法上の救済

求められる救済の種類によって、司法上の救済は民事と刑事の二つに分けられる。

民事訴訟は、証拠の収集、商標取消訴訟、商標無効訴訟、意匠取消訴訟、特許無効訴訟、トルコ特許商標庁の行政措置の取り消し訴訟、侵害訴訟および差し止め、不当競争に対する訴訟（および知的財産権の侵害）を目的とする、証拠に基づく訴訟である。侵害訴訟や不当競争訴訟には、被害者による損害賠償請求を伴うことが多い。

第9節では、民事司法救済措置のそれぞれに関する詳細な説明とともに、個別の項によって民事訴訟手続きに関する概要を提示する。

刑事司法救済については、知的財産権の警察取り締まりに特化して設けた第5項から第8項において、起訴段階から最終判決および刑事制裁までの刑事訴訟の手続きの概要を説明する。